

## 1. 改正を行う趣旨

- ・ 医療扶助の通院移送費については、通院移送費の不正受給事件等を踏まえ、通院移送費の給付範囲の明確化を図る観点から、「生活保護法による医療扶助運営要領について」の一部改正について（平成20年4月1日 社援発第0401005号 厚生労働省社会・援護局長通知）（以下、「局長通知」という）を発出し、さらに局長通知の留意点を明らかにするために、「医療扶助における移送の給付決定に関する留意点（周知徹底依頼）」（平成20年6月10日 社援保発第0610001号 厚生労働省社会・援護局保護課長通知）（以下、「課長通知という」）を発出し、それまで「移送に必要な最小限度の額」としかなかった給付基準について、平成20年4月以降、給付範囲及び給付手続きを明確化したところである。
- ・ しかし、その後、一部自治体において本来通知で示した一定の手順に従い、個々の事案ごとにその内容を審査した上で、移送の給付決定を行うべきところ、画一的な取扱いによって、認められるべき必要な交通費が支給されない事案等が見受けられたことや上記通知後の支給実績等を踏まえ、課長通知を廃止し、改めて局長通知を改正し、給付範囲及び給付手続き等の徹底を図るものである。

## 2. 改正のポイント

- ① 実施機関における個々の事案ごとに内容の審査が行われるよう、画一的な取扱いと誤解を与える文言について以下の改正を行う。
  - ・ 給付の範囲について、国民健康保険の例による「一般的給付」と同例によらない「例外的給付」という給付範囲の文言については、区分せずに並列列挙する。
  - ・ 受診する医療機関について「福祉事務所管内の医療機関に限る」としていたものを「要保護者の居住地等に比較的近距離に所在する医療機関に限る」と修正
  - ・ 「身体障害等」「へき地等」と例示していた文言について修正・削除
  - ・ 「交通費の負担が高額になる場合」という表現の削除
- ② 支給決定の判断に当たっては、同一の病態にある当該地域の他の患者との均衡を失しないようにする方針を明示する。
- ③ 要保護者に対して事前申請等給付手続きの周知を図る。